

業 務 規 程

平 20. 3. 31 制定
(平 24. 4. 1 一部変更)

(目的)

第 1 条 この規程は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 79 条の 3 第 1 項及び一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）定款第 4 条第 2 項の規定に基づき、本協会の行う業務に関する事項を定め、業務の適切かつ確実な運営に資することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下同じ。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に努めるものとする。

2 本協会は、定款第 4 条第 1 項に規定する事業の実施に当たっては、適切かつ確実な実施に努めるものとする。

(業務の範囲)

第 3 条 本協会の行う業務は、法第 78 条第 2 項の規定に基づき、定款第 4 条第 1 項に規定する事業に係る業務とする。

(法令等遵守の指導、勧告、その他の事業)

第 4 条 本協会は、定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告、その他の事業を行うに当たっては、自主規制規則の制定等により、関係法令の遵守の徹底を期するものとする。

2 本協会は、定款第 4 条第 1 項に規定する事業に関し、会員が定款第 19 条第 1 項各号の一に該当する場合には、同条の規定に基づき、会員の処分を行うものとする。

(投資者保護のための調査、指導、勧告その他の事業)

第 5 条 本協会は、定款第 4 条第 1 項第 2 号に規定する会員及び金融商品仲介業者に対する契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業を行うに当たっては、投資者の保護に係る自主規制規則に則り、適切に業務指導等を行うものとする。

(法令諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査)

第 6 条 本協会は、定款第 4 条第 1 項第 3 号に規定する会員及び金融商品仲介業者に対する法令諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査を行うに当たっては、定款第 14 条の 2 の規定に基づき、別に定める規則に則り、法令、自主規制規則等の遵守状況に関する監査を行うものとする。

(苦情の解決)

第7条 本協会は、定款第4条第1項第4号に規定する投資者からの苦情の解決を行うに当たっては、別に定める規則に則り行うものとする。

(紛争の解決のあっせん)

第8条 本協会は、定款第4条第1項第5号に規定する紛争の解決のあっせんを行うに当たっては、定款第40条の2の規定に基づき、別に定める規則に則り行うものとする。

(外務員の登録事務)

第9条 本協会は、定款第4条第1項第7号に規定する外務員の登録事務を行うに当たっては、別に定める規則に則り行うものとする。

(広報、啓蒙、宣伝及び刊行物の発行)

第10条 本協会は、定款第4条第1項第8号に規定する投資者に対する広報、その他金融商品取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行を行うに当たっては、ホームページの活用、マスコミへの公表、広報誌による周知等、必要に応じ適確に行うものとする。

(業務改善等の企画立案)

第11条 本協会は、定款第4条第1項第9号に規定する会員及び金融商品仲介業者の業務改善等の企画立案を行うに当たっては、定款第3条に規定する目的に則り、金融先物取引業の健全な発展に資することを主眼として行うものとする。

(役職員の研修)

第12条 本協会は、定款第4条第1項第10号に規定する会員及び金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修を行うに当たっては、研修セミナーの開催、業務研修テキストの作成等により役職員に対する教育、研修を行うものとする。

(連絡調整)

第13条 本協会は、定款第4条第1項に規定する事業の実施に当たっては、関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体との連絡、調整及び協力を推進することにより、適切かつ円滑に実施するものとする。

(個人情報保護に係る体制整備)

第14条 本協会は、定款第4条第1項に規定する事業の実施に当たっては、取り扱う情報の漏えい、不正流出等を防止するため、個人情報保護に関する規定を定める等、適切な管理体制を整備するものとする。

(実施機関)

第15条 本協会は、定款第4条第1項に規定する事業の実施に当たって必要な総会等機関に関する規定は、定款第4章のほか別に定めるものとする。

(事務局)

第16条 本協会は、定款第4条第1項に規定する事業の実施に当たって必要な事務局に関する規定は、定款第41条のほか別に定めるものとする。

附 則

この規程は、主務官庁の認可のあった日（平成 20 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則（平 2 4. 4. 1 一部変更）

この規程は、主務官庁の認可のあった日（平成 24 年 3 月 30 日）から施行する。ただし、同日が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（以下、「一般法人の設立の登記の日」という。）より前である時は、一般法人の設立の登記の日から施行する。

（注）変更条項は次の通りである。

- (1) 第 1 条を変更。
- (2) 第 2 条第 2 項を変更。
- (3) 第 3 条の見出し及び本文を変更。
- (4) 第 4 条を変更
- (5) 第 5 条を変更。
- (6) 第 9 条から第 16 条を変更。